

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>
③システムの名称	<p>④個人を識別する住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民記録システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 番号管理システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)証明書住民票ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政管理部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月8日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月8日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行っている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月26日	I-1 ②事務の内容	なほ、⑨の1個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、今後、総務	なほ、⑨の1個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続に	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年3月26日	I-1 ③システムの名称	1. 住民記録システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 住民記録システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年3月26日	I-4 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年10月26日	II-1 ①しきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	重要な変更項目でないため
平成31年1月21日	I-1 ③システムの名称	1. 住民記録システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 住民記録システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	証明書様式変更による見直しによる修正
平成31年1月21日	I-4 特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (別表第二における情報提供の根拠)	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (別表第二における情報提供の根拠)	事前	証明書様式変更による見直しによる修正
平成31年1月21日	I-4 ②法令上の根拠	・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	事後	根拠規定見直しによる修正
平成31年1月21日	I-5 ①部署	市民福祉部 市民課	市民共創部 市民サービス課	事後	組織変更による修正
平成31年1月21日	I-5 ②所属長の役職	市民課長 村中 英子	市民サービス課長	事後	組織変更、様式変更による修正
平成31年1月21日	I-7 請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	事後	組織変更による修正
平成31年1月21日	II-1 ①しきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年8月31日時点	事後	定期的見直しによるもの
平成31年1月21日	II-2 ②しきい値判断項目2. 対象人数 1つ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年8月31日時点	事後	定期的見直しによるもの
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	事後	番号法の改正に伴う修正(令和3年9月1日施行)
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	事後	根拠規定見直しによる修正
令和3年9月1日	I-7 請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I-8 連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	II-1 ①しきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	平成30年8月31日時点	令和3年7月15日時点	事後	定期的見直しによるもの
令和3年9月1日	II-2 ②しきい値判断項目2. 対象人数 1つ時点の計数か	平成30年8月31日時点	令和3年7月15日時点	事後	定期的見直しによるもの
令和4年6月10日	I-5 ①部署	市民共創部 市民サービス課	行政管理部 市民課	事後	組織変更による修正
令和4年6月10日	I-5 ②所属長の役職	市民サービス課長	市民課長	事後	組織変更による修正
令和4年6月10日	II-1 ①しきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	令和3年7月15日現在	令和4年5月1日現在	事後	定期的見直しによるもの
令和4年6月10日	II-2 ②しきい値判断項目2. 対象人数 1つ時点の計数か	令和3年7月15日現在	令和4年5月1日現在	事後	定期的見直しによるもの
令和4年6月10日	I-7 請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月10日	I-8 連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地	事後	所属名変更によるもの
令和5年7月12日	I-1 ②事務の概要	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	事後	マイナポータル利用に伴う見直し
令和5年7月12日	I-1 ③システムの名称	1. 住民記録システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 住民記録システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	マイナポータル利用に伴う見直し
令和5年7月12日	II-1 ①しきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	令和3年7月15日現在	令和5年5月1日現在	事後	定期的見直しによるもの
令和5年7月12日	II-2 ②しきい値判断項目2. 対象人数 1つ時点の計数か	令和3年7月15日現在	令和5年5月1日現在	事後	定期的見直しによるもの
令和6年8月30日	II-1 ①しきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	令和5年5月1日現在	令和6年5月31日現在	事後	定期的見直しによるもの
令和6年8月30日	II-2 ②しきい値判断項目2. 対象人数 1つ時点の計数か	令和5年5月1日現在	令和6年5月31日現在	事後	定期的見直しによるもの
令和7年7月17日	II-1 ①しきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	令和6年5月31日時点	令和7年6月8日時点	事後	定期的見直しによるもの
令和7年7月17日	II-2 ②しきい値判断項目2. 対象人数 1つ時点の計数か	令和6年5月31日時点	令和7年6月8日時点	事後	定期的見直しによるもの
令和7年7月17日	IV-8 人為的ミスが発生するリスク		十分である	事後	記載項目の新規追加によるもの
令和7年7月17日	IV-8 判断の根拠		・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パスワード) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	記載項目の新規追加によるもの
令和7年7月17日	IV-11 最も優先度が高いと考えられ			事後	記載項目の新規追加によるもの
令和7年7月17日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	記載項目の新規追加によるもの
令和7年7月17日	IV-11 判断の根拠		・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	記載項目の新規追加によるもの